

2022年度
関西学院大学ロースクール

A日程

一般入試（法学既修者）

開放型入試（法学既修者）

商 法 問 題

《10:00～12:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【商 法 問 題】

次の文章を読んで、〔設問 1〕および〔設問 2〕に答えなさい。

甲株式会社（以下「甲社」という。）の取締役はA、BおよびCの3名であり、Aが代表取締役社長である。Bは会社代表権を有していなかったが、副社長の肩書きを与えられていた。

Bは、AやCに何ら相談することなく、甲社を代表して、乙株式会社（以下「乙社」という。）との間で、甲社製品を500万円で売却することを内容とする売買契約（以下「本件契約」という。）を締結した。しかし、この甲社製品は、700万円相当の市場価値を有するものであったが、Bが乙社の代表者と知り合いであったことから、500万円で本件契約を締結したものであった。

他方、乙社の代表者は、Bが甲社の代表権を有しないということまでは知らなかったが、Bが過去に他の会社との取引においてトラブルを生じさせたという事実を知っており、Bが代表取締役ではないかもしれないという疑問を抱いていた。なお、乙社では、本件契約に際して、甲社の登記簿を確認していない。

甲社は、乙社に対して、Bに会社代表権がないことを理由に、本件契約の無効を主張したが、乙社は、Bは表見代表取締役に当たることを理由に、本件契約は有効であると考えている。なお、本件契約は、甲社にとって重要な財産の処分（会社法362条4項1号）には当たらないものとする。

〔設問 1〕

下線部の表見代表取締役制度につき、その制度趣旨と適用要件を説明しなさい。

〔設問 2〕

甲社の主張の当否について論じなさい。

2022 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【A 日程：商法】

≪ 出題趣旨 ≫

- ・ 本問は、表見代表取締役に関して、その制度趣旨、適用要件および具体的事案における当てはめを問うものである。
- ・ 具体的には、〔設問 1〕において、表見代表取締役制度の制度趣旨と会社法 354 条の適用要件が、〔設問 2〕において、具体的事案において〔設問 1〕で示された適用要件への当てはめが問われている。

≪ 解説 ≫

(1) 〔設問 1〕について

- ・ 会社法 354 条は、社長・副社長などの会社を代表するものと認められる名称を付した取締役が行った行為について、会社は、善意の第三者に対して、当該行為から生じる責任を負う旨を定める。
- ・ 会社法 354 条の趣旨は、会社代表権を有するものと認められる名称（外観）を信頼して取引に入った第三者を保護することであり、商法上の外観法理の一発現であるとされている。
- ・ なお、代表取締役の氏名および住所は登記事項であり（会社 911 条 3 項 14 号）、取引の相手方は、登記簿を見れば、誰が代表取締役であるかを知ることができる。また、会社法上、登記すべき事項は登記の後であれば、すべての第三者に対抗することができる旨が定められている（会社 908 条 1 項）。そのため、これらの規定と会社法 354 条との関係も問題となる。
 - 学説上、いくつかの見解が主張されているが、多くの見解では、会社法 354 条の適用（または類推適用）に際しては、取引の相手方は登記を閲覧していなくてもよいと解されている。
- ・ 会社法 354 条の適用要件は、以下の 3 つである。
 - ① 会社を代表するものと認められる名称の存在（外観の存在）

会社法 354 条は社長と副社長を例示しているが、他にも、理事長、取締役会長、代表取締役代行者などは、会社を代表するものと認められる名称に当たると解されている。
 - ② 会社が当該表見的名称を付与したこと（外観への与因＝帰責性）

会社が明示的に表見的名称使用を許諾した場合のほか、表見的名称使用者による当該名称の使用を知りつつ、これを放置している場合を含む。

③ 第三者が善意であること（外観への信頼）

表見的名称使用者が会社代表権を有していないことを知らなかった場合（善意）のみならず、知らなかったことにつき過失がある場合であっても、第三者は保護される。重過失は悪意と同視される。

（２）〔設問２〕について

- ・ 上記（１）で示した会社法 354 条の適用要件を本件に当てはめる。
- ・ まず、本件において、B が使用している名称は「副社長」であり、この名称は 354 条で例示されている名称でもあるため、外観は存在している（①）。
- ・ 次に、B は副社長という名称を、甲社から与えられていたのであるから、積極的明示的な外観の付与があり、この点において甲社の帰責性も認められる（②）。
- ・ 最後に、本件契約の相手方である乙社について、確かに、乙社代表者は B が甲社を代表する権限を有していないことまでは知らなかったのであるから、この点で善意ではある。しかし、B は乙社代表者の知り合いであること、そして過去に発生した B によるトラブルから、B の会社代表権の存在に疑問を持っていたということに照らすと、乙社は、B の代表権につき、甲社に確認する等を行うべきであったと考えられる。それにもかかわらず、そのような確認を行わなかったのであるから、乙社には B の代表権の存在につき重過失があると認められる。
- ・ 以上の検討から、乙社は善意無重過失ではないため、会社法 354 条による保護を受けることができない。甲社の主張は正当であり、認められる。

《講評》

- ・ 総じて、比較的良好に書けていた答案が多かったように見受けられる。
- ・ 〔設問 1〕のうち、表見代表取締役の制度趣旨については、概ねしっかりと書けていたという印象である。もっとも、適用要件については、上記 2 の解説のところで示した 3 要件を正確に示すことができている答案は、非常に少なかった。とりわけ、条文上、「善意の第三者」としか書かれていないことから、「過失の有無は問わない」とか、「第三者は善意無過失であることを要する」等の答案も複数見られた。
- ・ さらに、要件との関係で、会社の帰責性について独立して検討していない答案も多く見られた。本問のように、会社の帰責性についての判断が問題とならないようなケースであればともかく、会社の帰責性の判断が問題となり得るようなケースでは、これを独立の項目として検討することが必ず必要となる。したがって、本問のようなケースであっても、各要件について一般論としての説明を加えた上で、当てはめの段階で、会社の帰責性についてしっかりと書くことができるようにしておくことが望ましい。